

令和6年 第1回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月24日 午後3時00分から午後4時40分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長
会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木		栄
1番	矢	島	清	春
2番	大	澤	年	一
3番	奥	貫		進
4番	江	森	正	之
5番	野	村	美	左緒
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡		政	美
関	根	俊	男
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 雑草対応状況について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田中孝徳 主幹 加藤照樹 主任 岡安育子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、令和6年第1回幸手市農業委員会を開会いたします。

令和6年になりまして初めての総会になります。今年もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員が14名になります。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、〇〇委員から30分くらい遅れるということでご連絡をいただいておりますので、現在、5名の農地利用最適化推進委員の方にご出席をいただいております。

冒頭に、皆様に訂正、おわびがございますので、加藤のほうから申し上げます。

◆事務局

私から、今回の1月の総会の開会に当たりまして皆様に開会通知を送らせていただきましたが、その中に1月の議案予定という、封筒を送らせていただきました。今回の3条、5条、利用権配分計画と書いてあるのですが、その配分計画の一番下でございます。〇〇さんの住所について、天神島〇〇と記載しておりますが、誤りでございまして、正しくは戸島〇〇が正しい住所となっております。本日の議案書は修正させていただいておりますが、送付させていただいた資料に誤りがありましたので訂正させていただければと思います。誠に申し訳ございませんでした。

◆局長

天神島〇〇と書いてありますが、正しい住所は戸島〇〇です。よろしくお願いいたします。

なお、事務局ですが、〇〇は、本日も欠席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、会長からご挨拶を頂戴したいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事日程第1議事録署名人についてですが、私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、12番 増田福重委員、13番 松島政雄委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は1件でございます。

資料2のNo.1をご覧ください。

土地の所在 中川崎字下川原〇〇外5筆、地目は田及び畑となっております。合計面積は4,650㎡、譲受人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中川崎〇〇 〇〇〇〇、今回は贈与による所有権移転の申請となっております。

本案件は、譲渡人が所有している農地につきまして、耕作や維持管理をほかの方に頼んでやってもらっていたところ、今後お願いできなくなってしまったため、農地を手放すことを考え、譲受人の方がご近所なので相談をしたところ、快く引き受けていただくこととなったものでございます。このことから譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大とさせていただいております。譲受人の耕作面積は9,998㎡、家族数2人、耕作者数2人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可の要件を満たしていると考えております。

以上でございます。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員に説明をお願いしたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

それでは、説明したいと思います。

この案件につきましては、1月14日ですけれども、譲渡人の〇〇〇〇さんのお宅にお伺いしまして、現地確認と聞き取りをしてまいりました。現地はトラクターで既に耕作されており、枯れた雑草については見受けられますけれども、いずれも農地としては耕作は可能と存じます。

〇〇さんは67歳ではありますが、足が悪く、農作業についてはできそうもありません。

ん。また、夫も74歳と高齢であり、将来的には農業を続けることが困難かと思われます。また、農機具は管理機と刈払い機しかなく、保有する農地を管理するだけと言われました。また、残された耕作地は今回の申請で幸手市内ではなく、鷲宮町に畑が2枚で1,075㎡と田んぼが1枚で142㎡だけだそうです。

また、後継者としては娘さんと息子さんがおりますけれども、娘さんは既に結婚しまして、36歳でありますけれども、九州の熊本に住んでおり、戸建て住宅を建て、家族とともに暮らしておりますので、実家には戻れないとのこと。また、息子さんは35歳で、埼玉県加須市内の会社に自宅から車で通勤をしておりますけれども、農業を継ぐことは困難であると思われます。そして残された農地も耕作してくれる方や希望する方があれば無償で提供したいと考えておりますので、申し出てほしいと言われました。

次に、譲受人の〇〇〇〇さんのお宅にお伺いしまして聞きましたけれども、家族構成は〇〇さんが76歳、妻が71歳の2人と、別世帯の長男が45歳、長男の妻が47歳の2人の4人です。主として農作業は〇〇さんと妻が行っておりまして、長男の方は近くにある工業団地内の〇〇に勤めており、農繁期に時々手伝ってくれるだけです。また、妻はパートとして働いております。農業機械は全て整っており、今後も規模拡大に取り組んでいきたいとしておりますけれども、今回の申請地と同様に近隣の耕作地は田んぼがみんな小さく、また畑についても同じで、現状ではこれ以上田畑を増やすことは無理かと存じますと言われました。

そして現在における農地の面積は田んぼが3,896㎡、畑が6,102㎡、合計しますと9,998㎡でありますけれども、ほかに相対で借りている農地が1町2反ほどあります。それらの多くは以前農業委員をしておりました〇〇さんから引き継いだ土地であると言われました。

この案件については問題はないかと思いますけれども、皆さんのご審議をお願いします。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

ただいま1番の案件について説明をしていただきました。何かご質問等ございますか。

◆委員

無償ですか。

◆担当委員

無償ということです。

◆委員

無償の場合と、0円なり1円というのと何が違うのですか。

◆事務局

1円であれば売買になると思われます。

◆委員

0円でも売買というのはあるのですか。

◆事務局

私が知る限り0円の売買はないと思われます。

◆会長

0円はないでしょう。

◆委員

贈与というといくら土地が安くてもそれなりの評価がしてあるでしょう。

◆委員

資料、届書はないのですか。売買が相対の売買だったら。

◆事務局

申請書が提出された段階で贈与と書かれていたので、本当にただでいいのですかと代理人に連絡して、本人の意思を確認してもらったんですけれども、ただでもいいからもらってほしいとのことでした。

◆委員

贈与と売買では、売買のほうが安くなる場合があるのでは。

◆事務局

私も以前贈与税の関係の話がでたことがあったので、確認はしたんですけれども、無償で構わないということを代理人を通して本人の意思が確認できたので、それであればということで受け付けました。

◆会長

ほかにございますか。

〇〇委員。

◆委員

中身の問題については、ほかの方の農地の間に挟まった土地だと、耕作するにしても、管理するにしてもやりにくいだろうなという気はするんですけれども、もともと隣の人に一緒に作ってもらったほうがいいのではないかと思うんですけれども、その辺は〇〇さんがご自分でやるということですか。

◆事務局

私も実はこの申請書を見たときに、公図と現場が違うのではないかと思い、現地を確認したところ、やはり非常に狭かったです。案内図にあるとおり、細いところは本当に細くて、特に細いのが〇〇と〇〇というところ、〇〇が非常に狭かったです。そこで、

代理人を再度呼んでここをどういうふうに維持管理していくのかという話を〇〇さんに聞いてもらいました。今までは近隣の方がやっていたのを今度は〇〇さんがやることになるので、小さい機械はあるけれども、それも入らないのであれば、手でもいいから、維持管理をしていくと言っていました。実際にここは畦で区切りがあるので一体の農地にはなっていないんです。ただ、現地はきれいに耕されて管理はされていたので、何らかしらの機械は入っているのかもしれませんが、それを〇〇さんが耕作していけるのかどうというのがあったので、一応確認をしたのですが、本人はやるということでございましたので、耕作放棄になったら困りますというのは念を押してお伝えしましたので、懸念はあったんですけれども、そういう話を伺えたので受け付けました。

◆会長

最近小さいからと言って、耕作しなくても、草を刈っているだけでも維持できれば、逆に安い場合もありますので。

ほかになれば、承認することよろしいですか。

（異議なしの声あり）

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料2、議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件となっております。

資料2のNo.2の位置図、資料3の配置図をご用意いただければと思います。

番号2、土地の所在 下川崎字前〇〇外5筆、地目は畑、面積合計は945.08㎡、譲受人 東京都西東京市〇〇 〇〇（株）（代）〇〇〇〇、譲渡人、下川崎〇〇 〇〇〇 〇 下川崎〇〇 〇〇〇〇、転用目的は建売住宅、施設の概要 居宅5棟 281.27㎡と道路後退用地及びごみ集積所となっております。農地区分につきましては10ha未満の広がりの農地ということで、第2種農地となっております。

所有権移転となります。

まず、資料3の公図をご覧ください。

こちらは資料3の公図で、〇〇と〇〇という筆を点線でくくっておりますが、こちらの部分は宅地となっております、今回農地と合わせての敷地設定となっております、農地と宅地を合わせた全体の面積は1,743.15㎡となっております。

資料2の位置図をご覧ください。

資料2の位置図、今回はこの土地で〇〇、下側の土地になるのですが、住宅地図上は

建物があるような表記となっておりますが、こちらは相談の段階で農地に車庫と物置が建っていたということで、こちらはきれいに除却して、農地に復旧していることを事務局及び本日の現場調査で確認をしています。

申請地につきまして建築指導課に確認しましたところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能であり、許可の見込まれる案件とのことでした。

また、敷地に接する市道は4m未満であるため、道路後退が発生することになり、今回の申請には道路後退部分も申請敷地内に含んでいます。

資料3の土地利用計画図をご覧ください。

今回は、先ほど申し上げたとおり5棟という計画でございますが、5棟中、No.4とNo.5の南側2棟につきましては直接道路には接していない敷地設定となっておりますので、水路占用許可を道路河川課で取得をしまして出入りをする設計となっております。

なお、排水につきましても、こちらの2棟につきましては接している水路に浄化槽を通して排水という計画でございます。残りの3棟、No.1、No.2、No.3につきましては市道に接してございまして、今回開発行為の中で道路に沿って新たに道路側溝の整備がされますので、そちらのほうに生活排水は接続するという計画となっております。

また、敷地周囲にはコンクリートブロックを内積みする計画となっておりますので、水路や隣接地への影響はございません。また、先ほど施設概要でご説明させていただきましたとおり、区域内には環境課の指導によりごみ集積所を設置する計画となっております。

本案件につきましては、市の開発審査会において審査済みであり、現在開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日となる見込みでございます。

必要書類が添付されておりまして、立地基準、一般基準とも満たしていると考えております。

以上でございます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

ただいま事務局より説明いただきましたが、私は1月19日に地元の〇〇委員にご足願いまして現地を確認するとともに、状況を伺いました。

本申請は、戸建て住宅、マンション等の分譲事業をメインに行っている〇〇（株）が、既存宅地を含め、高齢のため農地の維持管理が困難となった譲渡人であります〇〇氏、それと〇〇氏から、宅地と地続きとなります畑を譲り受け、5区画5棟の建売分譲住宅を建築するものであり、地域環境もよくなり、問題のない案件と思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件につきまして何か質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

これは〇〇が〇〇さんの自宅ですね。

◆事務局

そうです。

◆委員

それで〇〇さんがその右側の〇〇、その前の〇〇が〇〇さんですね。〇〇さんは自宅とその空き地を売ることですね。

◆事務局

そうです、〇〇さんはここにはいらっしゃいません。

◆委員

はい、分かりました。本人はいないのですね。

◆事務局

実際今日現地に参りましたら、こちらの自宅自体もう除却されてなくなっていました。

◆委員

はい。

◆会長

ほかにごございますか。

◆委員

なくなったところが〇〇さんになっていますが、あとの問題は大丈夫ですか。

◆事務局

申請時点では住民票上ではまだ動いていませんでした。

◆委員

あとで何かあった時に連絡は必要ないのですか。

◆事務局

電話番号は存じ上げておりますが、正式な住所移転はこれからかもしれないです。どこかでは連絡があると思います。

◆会長

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なし)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、3番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料2のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 権現堂字東砂畑〇〇、地目は田となっております。面積は1,058㎡、譲受人 三郷市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、転用目的は農地改良による一時転用となっております。こちらの場所は農業振興地域内の農用地となっております。

本申請は、隣接地との高低差により水のたまりやすい状況で、所有者は管理に苦慮していたことから、盛土をして農地改良をし、現状を田から畑へと転換をするものでございます。農地改良につきましては実際に工事をする者が譲受人となって申請する決まりとなっていることから、今回の申請形態となっております。

なお、譲受人の〇〇さんにおきましては土木工事業を営んでおり、今回の申請人となったところでございます。

資料3をご覧ください。資料3に断面図等を添付させていただいています。

今回の計画につきましては、現在の土地をまず現況高から60cm掘削しまして、そこに客土を入れて、掘削土をその上に戻す計画でございます。道路面に接しているところに関しましては敷地外へ直接雨水等が流出するのを防ぐために溝を設置するという計画となっております。

なお、農地改良後は先ほど説明したとおり、畑として耕作していくということでございますが、資料3の一番後ろに作付計画書をつけさせていただいております。申請としては大豆とブロッコリーを2年間で変えていくという計画です。

本申請につきましては、事前に春日部農林振興センターと相談しまして、1,000㎡を超える農地改良は、県で許可という形なので、今回総会に諮らせていただいて、皆様のご了承が得られれば、農地改良の許可申請書を進達する流れでございます。

必要書類が添付されておりますので、基準を満たしていると考えております。

以上でございます。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

今回の案件は農地改良の一時転用です。1月17日に地元委員の〇〇さんにご足労いただき、現地を確認しました。

申請地は1,058㎡で、南側は県道下吉羽幸手線、東側は県道幸手境線、西側は市道で、北側には土手に囲まれたとても低い田んぼです。

譲受人の〇〇さんから話を伺ったところ、申請地は軟弱な地盤で、水はけも悪く、農器具が埋まって動かないこともたびたびあり、管理しにくいため、地盤を高くして畑として使用したほうがよいと思い、今回の申請に至ったそうです。

現在所有農地は8,228㎡です。

それから、譲受人の農地改良の工事を請け負った〇〇さんから話を伺ったところ、今回の工事は天地返しを行う計画で、申請地を60cm掘り下げて、そこへ客土で埋め立てるそうです。今までも農地改良の工事を請け負った経験もあり、違法な工事は一切行ったこともなく、今回も一切そのようなことは行うことはないということです。

今回の案件は問題はないと思います。皆様の審議、よろしくお願いします。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件につきまして、何か質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

土の確認は取っていますか。

◆事務局

先ほど申し上げたとおり、春日部農林振興センターが許可をしますけれども、どこから持ってきて、どういう土質のものかというのは、添付資料としてあります。

土は、千葉県印西市から持ってくるそうです。その工事で発生した土で、土質分析の結果証明書もついておりまして、有害的なものは全て不検出という結果も出ている土を入れるという計画でございます。

◆委員

はい、分かりました。

◆会長

ほかにございますか。

◆委員

農地改良一時転用で、法律上ではないですけれども、いろいろな原則とかでいきますよね。その後に譲受人という方にその管理になるわけですよね。こういうところに、後から駐車場にしたとか、違法行為なんですけれども、そういう部分というのはこの段階

では基本的には問題ないわけですから承認せざるを得ないわけですね。よほど疑わしきとか、そういう部分以外は。その先のことというのはもうしようがないわけですね。

◆会長

それは 地元の農業委員さんなりが農地パトロールで違法行為をしたら、市に報告をしていただければと思います。

◆事務局

説明不足で申し訳なかったのですが、今回、譲受人は、土木屋さんが土を入れて、入れたら、田んぼは土を入れて工事をしている間一時的に使えなくなるという意味で、土を入れる業者が譲受人になる。実際土を入れ終わったら、今度譲渡人の所有者が耕作していく計画で、〇〇さんについてはほかには違反地もなく、申請書の中に現在の所有地の耕作状況というのを添付していただいております、適法に管理されているという状況でしたので申請を受付しております。

◆委員

そういうことですね。

◆会長

万が一違反がある場合は、許可は出ないです。

◆委員

もしもとなった場合はもうしようがないわけですね。市の対応としては休耕地扱いで、固定資産が上がったりいろいろあるとは思いますが。

◆会長

それはその都度、審議して勧告するだけです。

◆委員

誓約書は出ています。

◆事務局

あとは予定期間がありますので、工事予定期間というのが申請書に書かれていて、今年度の7月末までには工事を終わりますということになっています。市は、工事完了届が提出され農地として耕作しているということであれば、その段階で手続きとしては終わり、提出されなかったら調査を続けるというように事務を進めることになります。

◆委員

基本的にこの案件に対して言っているわけではなくて、その後の経緯が分かったのです。

3年の農地の計画書が出ているということは、3年以内はやらないということですか。

◆事務局

3年の計画があるんですが、毎年変えていくことなので、基本的にやらないというこ

とではなくて、農地をやっていただくことが前提です。

◆委員

最低3年は 農業としてやりますということですね。

◆事務局

おっしゃるとおりです。

◆会長

よろしいですか。

ほかにございますか。

〇〇委員。

◆委員

念のため、作付計画ですけれども、とりあえず書いてあったなという気がするんですけども、例えば大豆を100kgなんてどうやって作付けするのだろうかという気がしますよね。手作業で大豆をするのかなとか、ブロッコリーも一生懸命やれば900kgくらい取れるのかなと思います。

◆事務局

1,058㎡で100kg収量があるか、大豆がどのくらい収量があるか、分からなかったんですけども、事務局では、これを作ると言われた段階で一応受付しました。

◆会長

耕作するという状況ですよ。

◆委員

何が作ってあるということではないですよ。

◆会長

〇〇委員。

◆委員

そのために現地調査をする農業委員がいるわけですね。私も現地調査をしてきて、現状を見たところ、でこぼこで草刈りもできない状態、管理できるような田んぼではなかったもので、こういった形で天地返しをして、土上げして農作物を作る。管理のしやすいように今回はやるので、悪意はないと思います。

◆会長

ほかにならうでしたら、3番の案件は承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料1の議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の案件は全部で9件となっております。

利用権の設定を受ける者・する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、期間、貸借料、作物、権利の種類の順で読み上げさせていただきますが、一部内容を省略させていただきます。

番号1、千塚 〇〇〇〇、松石 〇〇〇〇、千塚字島野〇〇、田、3,055㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号2、千塚 〇〇〇〇、下川崎 〇〇〇〇、下川崎字前〇〇、田、1,000㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号3、下吉羽 〇〇〇〇、東四丁目 〇〇〇〇、木立字西田〇〇外1筆、田、3,783㎡、新規、5年、水稻、使用貸借権の設定となっているため貸借料は発生しておりません。

番号4、下吉羽 〇〇〇〇、東京都葛飾区 〇〇〇〇、下吉羽字新田台〇〇外1筆、田、5,184㎡、新規、5年、水稻、使用貸借権の設定となっているため貸借料は発生しておりません。

番号5、惣新田 〇〇〇〇、惣新田 〇〇〇〇、惣新田字高須賀新田〇〇外1筆、田、1,668㎡、更新、5年、水稻、使用貸借権の設定となっているため貸借料は発生しておりません。

番号6、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、杉戸町 〇〇〇〇、平野字二反田〇〇、田、1,293㎡、新規、10年、水稻、賃貸借権設定で、毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米30kg相当額となっております。

番号7、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、平野 〇〇〇〇、平野字内野〇〇外13筆、田、8,827㎡、新規、10年、水稻で、使用貸借権の設定となっているため賃借料は発生しておりません。

番号8、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、久喜市 〇〇〇〇 長間〇〇外1筆、田、1,714㎡、新規、10年、水稻、賃貸借権設定、毎年JA埼玉みずほコシヒカリ1等米30kg概算金相当額となっております。

番号9、行田市 公益社団法人 埼玉県農林公社、平野 〇〇〇〇、平野字須賀間浦〇〇外2筆、田、5,975㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権の設定となっているため賃借料は発生してございません。

以上でございます。

◆会長

それでは、まず1番が行幸地区の案件となりますので、地区推進委員の〇〇委員の意見を伺いたと思います。

〇〇委員お願いします。

◆推進委員

この案件は更新申請になります。貸付人の〇〇〇〇さん宅に訪問して話を伺いました。高齢で耕作が困難になり、後継者もなく、また、農機具も全てそろっていないため、他の方をお願いしてきたそうですが、その方ができなくなり、4年前に〇〇さんをお願いし、今回設定期間が満了のために改めて5年の更新申請をしたとのこと。

なお、その他にも2反くらい、こちらも別な方に耕作していただいたようですが、やはり体調面でできなくなり、3年前より同じく〇〇さんをお願いしているそうです。農機具も3年前に全て処分されたとのこと。

そして〇〇さんについては、借受人の要件については以前と変わりありませんので、問題はないと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

◆会長

ありがとうございます。

ただいまの1番の案件につきまして何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

2番が幸手地区の案件となりますので、地区推進委員の〇〇委員の意見を伺いたと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

本件は、更新の申請であります。貸付人の〇〇さん本人から話を伺いました。5年前から〇〇さんに耕作をお願いしておりましたが、今回契約期間が切れるため、新たに契約の更新を行うものです。また、借受人の〇〇さんですが、1番の案件と同じ借受人であり、説明は省略をさせていただきます。

以上のことから今回の案件については問題はないと考えております。

◆会長

ありがとうございました。

ただいまの2番の案件につきまして、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

3番が権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

今回、新規5年の利用権設定になります。〇〇さんには連絡が取れず、話すことができませんでした。ですので、〇〇さんに話を伺いました。

〇〇さんは実家が木立地内にありまして、相続で今回の申請の田んぼを持っているそうです。以前から〇〇さんが相対で耕作していたそうです。今回〇〇さんの娘さんが来てくれて申請をすることになったものです。特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

ただいまの件につきまして、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

4番及び5番が吉田地区の案件となりますので、地区推進委員の〇〇委員に意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

まず、4番について、21日に借手の〇〇〇〇さん宅に伺い、お話を聞いてきました。この申請は利用権の新規の申請となっています。貸手の〇〇〇〇さんは相続によって土地を取得したものであり、住まいも東京であり、農業経験はなく農機具も持っていないため、借手の〇〇さんに耕作をお願いしたものです。借手の〇〇さんは大規模に農業を行っており、農機具も十分そろっております。利用権の種類は使用貸借となっており、特に問題はないと考えます。

5番について、21日に借手の〇〇〇〇さん宅に伺いお話を聞いてきました。本件は更新の手続きであり、貸手の〇〇さんは農機具等は所有しておらず、耕作もできないため、引き続き〇〇さんに使用貸借の形で更新するものです。借手の〇〇さんは約3町5反の農地を耕作しており、農機具も一通りそろっており、特に問題はないと考えております。

以上となります。

◆会長

ただいま4番と5番の説明をしていただきました。

質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

〇〇さんはどのくらい、やっておりますか。

◆事務局

20町くらいですね。

◆会長

80歳の方が20町できないですよ。

◆委員

減らしたんです。地区外のところはほかの人にやってもらって、下吉羽地区で、この上の〇〇さんは私と同級生なんですけれども、その方が亡くなったので、相続で子供さんが受けて、自分ではできないので、〇〇さんにやってもらうことにしたそうです。

◆委員

どのくらいやってもらえるか心配だったので聞いたのです。

◆委員

〇〇さんも自分ができなくなったときにはということで考えているそうなので。

◆会長

ほかに質問等ございますか。

(なしの声あり)

次に移ります。

6番から9番は八代地区の案件となりますので、推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員。

◆推進委員

それでは、6番について申し上げます。

本件は新規申請となります。貸付人の〇〇さんは農業はやっておらず、昨年まで作付をしてもらっていた方から、高齢のため今後はできないということで(有)〇〇を紹介されたことから、埼玉県農林公社を通して貸すことになったそうです。本件については特に問題はないと思います。

続きまして、7番目になります。

本件は新規申請となります。貸付人の〇〇さんは勤めをしている63歳の息子さんと稲作を行ってきましたが、農機具が古くなり、買い換えてまで続けていくことはできないため、県の農林公社を通して〇〇〇〇さんに貸すことにしたとのことです。本件についても特に問題はないと思います。

8番目になります。

本件も新規申請となります。貸付人の〇〇さんによりますと、この土地は新4号バイ

パスの建設が始まるころに当時の〇〇のあっせんで取得したということです。取得後、4、5年は作付をしたものの、その後は地元の方に耕作してくれる人を紹介してもらいながら維持してきたそうですが、去年は耕作する方を探すことができないまま放置したことで雑草が繁茂してしまったところ、隣の農地を耕作している〇〇さんから市役所を通して借受けの打診があり、埼玉県農林公社を通してお願いすることにしたとのことでした。本件についても特に問題はないと思います。

9番目になります。

本件も新規申請となります。貸付人の〇〇さんは2年前に大病を患ったため、機械作業は委託して、水管理などの通常管理を奥さんが行いながら続けましたが、奥さんも体力的にきつく〇〇に相談したところ、〇〇さんを紹介されたことから埼玉県農林公社を通してお願いすることにしたとのことでした。本件についても特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

それでは、この6番から9番まで説明をしていただきました。

何か質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

教えてください。中間管理機構ですよ。私の理解ではコシヒカリ30kg概算金相当というのが大体幸手市の場合一律で決まっていたような気がしたんだけど、こういう使用貸借権ということは0円ですよ。こういうことも中間管理機構はやっているんですか。

◆局長

はい、やっています。

◆委員

そういうこともオーケーなんですね。市役所から基本的に30kg概算金ですというのは特には言っていないのですか。

◆局長

制度の説明の中でしています。

◆委員

よろしいですか。実際中間管理機構でこういう30kg概算金と、こういうふうな使用貸借権、無償という形の大体の面積的な比率はどれくらいあるんですか。

◆局長

すみません、そこまでは分かりません。

◆委員

わかりました。

◆推進委員

使用貸借権、中間管理機構を通しての使用貸借権というのは昔認められていて、途中でそれは認められなくなって、また認められるようになったのかなと思います。それは、現金ではなくて、物納で賃貸料をもらいたいという方がいるので、金銭のやり取りはないという、便宜的に使用貸借権を設定して、米を例えば30kgなら30kg、物納でもらうわけです。中間管理機構が間に入ったときは物納は認められてないので、やむを得ない。事務処理上こういう形をとっているみたいです。

今回の件で言いますと、〇〇さんは本当にただでいいので、きれいに草を生やさないで作ってもらえればそれでいいんだということで、本当に使用貸借権で無償になっています。また、もう一人の〇〇さんは多少物納もあるのかなというようなニュアンスには聞こえました。ただ、こちらからどのくらいですかというのはちょっと聞きづらかったので、もらえるようであれば、もらったほうがいいですよという話はしてきました。

◆会長

〇〇委員。

◆委員

今の説明の話とはちょっと若干違うような、昨日午前10時からの説明がありましたよね。それだと大体一律30kg相当額で中間管理機構はやっているんだというような形で、そのような形に皆さん移行するようなお話だったんだけど、こういう0円みたいな形のこともあるよというのは触れてなかったの、貸すほうも借りるほうも、今後どうするのか、力関係でこれが決まっちゃうものなのかと心配しているのです。

◆会長

いいですか。恐らく〇〇さんは枚数が未整理地でいっぱいあると思います。そういうところまで入ってもらえないと思います。

◆委員

小さいのばかりだね。

◆会長

こういう人のは、現物でも何でも出して作る人はまずいない。よく借りたと思いますよ。

◆推進委員

この〇〇さんの使用貸借も幾らか物納も多少あるのかなというふうには感じますよね。

◆会長

中間管理もお金だけだというと、やはり物納の人がいっぱいいるわけです。私の場合で言うと物納だけでそれこそ300袋、400袋配達しているわけで、そうするとそういう

方は中間管理でというやりたくないんです。うちは物納で欲しい。そうすると中間管理で今まではできなかったんだけど、使用貸借という形で借りて物納すれば、それはいいですよとなったんです。そういうふうになんて理解してもらえれば。

よろしいですか。

◆局長

補足をすると、昨日の説明会というのは、地域計画を策定していく中で中間管理を通して集積集約していきましようということです。その条件としては、中間管理の一般的な貸し方で、賃貸借契約の貸し方でやりますよというお話なので、個別に貸し付けるといふのはちょっとまた違います。

◆委員

昨日の話に出た質問で、例えば住宅地の家の周りとか非常に小さい田んぼとか、そういう場合は0円で、使用貸借権で中間管理機構と一緒に借りてもらおうとか、その土地だけは。そういう形で借りて作ってもらえれば放棄地もなくなるのかなという気はしました。

◆局長

そうですね、そこは地区の話し合いの中でそういう方針がみんな出れば、そういう形でも持っていけると思います。

◆会長

だから、そういうことを市町村ごとに草刈りだけでもいいですからというような形を農業委員会が言ってもらってもいいと思います。

◆委員

作業部会があるからそれはいいんだけど、そうではなくて、耕作者にこっちの部分は貸すけれども、こっちは駄目だというのがあから、それも一緒に何とか管理料を払いますから、こっちの部分は面倒を見てくれませんかという、付録ではないけれども、お願いするほかないと思うんですね、本当は。そういうシステムをつくらないと。

◆会長

これから恐らくもう70代が5年で相当数、10年たつとほとんどいなくなる。徐々にそうなりますので、その都度、農業委員会で話し合っていけばいいのかなと。

◆委員

昨日も会議であったようにパトロールという状態だから、そこに含めればやるでしょうね。それを考えてやるようにお願いします。

◆局長

はい。

◆会長

質問、よろしいですか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

1番の案件につきましては私の関係になっておりますので、席を外して、会長代理にお願いします。(会長退席)

◆会長代理

会長に代わり、議事を進めます。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、議案第4号をご覧ください。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、今回2件ございますが、分割して説明させていただきます。

権利の設定を受ける者、土地の所在、地目、面積、権利の種類、契約期間、賃借料、作物の順で読み上げさせていただきます。なお、一部内容を省略させていただきます。

まず、1番の説明をさせていただきます。

番号1、神扇 (有)〇〇、平野字二反田〇〇、田、1,293㎡、賃貸借権設定、10年、10a当たりJA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額。

番号1につきましては、先ほどの利用権で出てきました平野〇〇の1,293㎡につきまして(有)〇〇が耕作をするものでございますが、皆様もご存じのとおり、(有)〇〇につきましては既に大規模に水稻等を耕作していることから、今回の土地を合わせて耕作していくことに特に問題はないと考えております。

以上でございます。

◆会長代理

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました1番につきまして、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、ここでまた議長を会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。(会長復席)

◆会長

ありがとうございました。議長を続けさせていただきます。

それでは、引き続き2番の説明を事務局よりお願いします。

◆事務局

番号2、戸島 ○○○○、平野字内野○○外18筆、田、面積は16,516㎡となつて
ございます。今回全部で19筆ございますが、先ほども賃貸借と使用貸借がございま
したので、19筆のうち2筆、長間○○と○○、こちらは賃貸借権設定で、先ほどと同様、
概算金30kg相当額、残りの17筆に関しましては使用貸借権設定でしたので、賃借料
が発生していないという形になります。

こちらにつきましては、○○○○さんが耕作するということになってございますが、
皆さんご存じのように○○さんは幸手や杉戸で大規模に水稻を耕作してござい
ます。今回、若干広いですが、今回の土地を合わせて耕作していくことに特に問題はない
と考えてございます。

以上です。

◆会長

ただいま事務局より説明をしていただきました。

2番につきまして、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによ
ろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第4号については終了します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

では、報告第1号雑草対応状況についてでございます。

(雑草対応状況について報告する)

◆会長

それでは、議事が終了しましたので、局長にお返ししたいと思います。

お疲れさまでした。

◆局長

ありがとうございました。

続きまして、次第5、その他に移らせていただきます。

事務局からの事務連絡になります。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長代理、お願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時40分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年6月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 増 田 福 重

署名委員 松 島 政 雄